

◎新潟県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の関川水系土地改良区から次のとおり
役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成27年9月1日

新潟県上越地域振興局長

- 1 変更前
理事 上越市大字富岡1959番地甲 飯塚 一憲
- 2 変更後
理事 上越市大字富岡1922番地1 飯塚 一憲